

2017年秋季年末闘争・組織拡大 STG・建設労働本部闘争速報

2017年10月4日／第8号
〒060-0909 札幌市東区北9条
東1丁目北海道労働センター2F
TEL 011-711-7377
FAX 011-711-7388
e-mail/kenkoro-do@nifty.com

2017年なくせじん肺北海道キャラバンスタート

3つの訴訟の弁護団長があいさつ

10月3日、「2017年なくせじん肺北海道キャラバン」がスタートしました。午前11時からの出発集会には原告・支援団体・弁護士など40人が参加し、道内の3つの訴訟の弁護団長からあいさつを受けました。

新・北海道石炭じん肺訴訟の伊藤誠一弁護団長は、今年で28回目となったキャラバンの歴史にふれ、「長崎北松じん肺訴訟で被害にふさわしい賠償にさせるために全国で世論を大きく広げようと1990年にスタートした。1994年の最高裁判決で福岡高裁の不当な判決をくつがえし、2004年の筑豊じん肺訴訟の最高裁判決、さらに2014年の泉南アスベスト訴訟の最高裁判決で国の責任を認めさせてきた。制度改革も、原発性肺がんを合併症として認めさせ、管理2以上に健康管理手帳が交付されるようになり、いま国が工場での石綿被害者に提訴を促す通知を出すことになるなど少しずつ前進してきた」とキャラバンの成果を強調しました。

北海道建設アスベスト訴訟の藤本明弁護団長と北海道トンネルじん肺根絶訴訟の川村俊紀弁護団長から、それぞれの訴訟について報告がされました。

このあと「なくせじん肺北海道会議」の総会で、事務局長の田中貴文弁護士が北海道の3つの訴訟の状況などについて報告し、管理区分決定にCTを導入するうごきについて「現時点ではいったん止ましたが、引き続き監視していく必要がある」と強調しました。

トンネルじん肺基金創設・8時間労働などで道庁に要請

この日の午後2時から道庁への要請行動をおこないました。要請事項は、「私たちの提言」の実行を求める要請書の提出、トンネルじん肺根絶、アスベスト使用建物のハザードマップ作成、アスベストが使用された公営住宅の調査、石綿工場での被災者への周知などで、要請側は弁護士・原告・患者団体・建交労など20人、道庁側は経済部雇用労政課・建設部建設管理課・同住宅課・環境生活部環境政策課の担当主幹が対応しました。

「トンネルじん肺基金」の創設を国・ゼネコンに求めることについての回答は「国の動向を注視する」というものだったことから、「青函トンネルや北海道新幹線工事などで多くの道民がじん肺になって苦しんでいる」と厳しく指摘し、参加したトンネルじん肺根絶訴訟原告の木村さんが「ぜひ基金をつくってほしい」と訴えました。

道発注のトンネル工事での「8時間労働」については、「積算は8時間でやっており、工事仕様書では労基法の順守、ガイドラインを守ることなどを求めているが、現場の労働時間は労使で決めるもの」という回答で、「11時間拘束・実働9時間」の工事もあったことが明らかにされました。これについて「だから、発注者の責任で工事仕様書に8時間労働を明記してじん肺を防止すべきだと求めている」と追及しました。

アスベストが使用されている建物のデータベース化については「吹き付け（レベル1）については台帳を作成している。レベル2の台帳も作業中だ」と回答し、庁内で「アスベスト問題対策連絡会議」をつくって情報を共有するようにしていることも明らかにされました。